

情報個別審査第2877号
令和2年10月6日

林弘法律事務所
山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濒問事件

濛問番号：令和2年（行情）濛問第490号

事件名：特定検察官の勤務を延長する理由となった重大かつ複雑困難事件の捜査
公判の内容が書いてある文書の不開示決定（不存在）に関する件

① 提出期限

令和2年10月27日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第133条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濛問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濛問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諒問庁:検事総長

理由説明書

第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

1 開示請求の内容

本件開示請求は、「黒川弘務東京高検検事長の勤務を延長する理由となった、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判の内容が書いてある文書」を対象としたものである。

2 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を行った（以下「原処分」という。）。

第2 諒問の要旨

審査請求人は、「法務大臣は、内閣総理大臣に対し、下記の理由（東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、同高等検察庁検事長黒川弘務の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間引き続き同検事長の職務を遂行させる必要がある。）により、国家公務員法第81条の3第1項に基づき東京高等検察庁検事長黒川弘務を令和2年8月7日まで勤務延長させることが必要と認められるので、閣議の上、然るべきお取り計らい願いますという、令和2年1月29日付の閣議請議書を提出し、かつ、令和2年1月31日付の閣議決定により同人の勤務延長が認められたことからすれば、本件対象文書は存在するといえる。」として、原処分を取り消すとの決定を求めているところ、諒問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

第3 諒問庁の判断及び理由

1 行政文書の不存在について

処分庁に対し、勤務延長の理由等を記載した行政文書の作成や上級庁等への提出を求める規定はなく、処分庁は、実際に作成していない。

したがって、処分庁において、本件開示請求に係る行政文書を保有していないかったものと認められる。

2 対象文書の再探索について

処分庁において、審査請求を受けて、本件開示請求に係る行政文書の再探索を行ったものの、該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

第4 結論

以上のとおり、開示請求に係る行政文書を保有していないため不開示とした原処分は、妥当である。